

口腔機能維持管理加算 算定マニュアル

日本慢性期医療協会

1. はじめに

2009年4月に行われる介護保険改定において、口腔機能維持管理加算(月1回 30単位)が新設されました。これは介護療養型医療施設を含む介護保険施設において行われる口腔ケア・マネジメントに対して、歯科医療関係者と連携をとり、実施した場合に算定が可能になります。本マニュアルは、そのベースとなるための口腔ケア・マネジメントを行うための基本手順を作成するためのものです。本マニュアルを活用し、入所者への適切な口腔ケアが提供されることを期待します。

口腔機能維持管理加算

介護保険施設において、介護職員が入所者に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う場合に評価を行う。

算定要件

1. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設であり、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回行っていること。
2. 当該施設において、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されており、1.に掲げる歯科医師又は歯科衛生士がその計画の作成にあたり助言及び指導を行っていること。

算定要件の詳細

「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内の状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品の整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言および指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない。

「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」では、以下の事項を記載すること

- イ 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題
- ロ 当該施設における目標
- ハ 具体的方策
- ニ 留意事項
- ホ 当該施設と歯科医療機関との連携の状況
- ヘ 歯科医師の指示内容の要点
- ト その他必要と思われる事項

医療保険において歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔機能維持管理加算を算定できるが、介護職員に対する口腔ケアにかかる技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。

2, 介護保険施設における口腔ケアの重要性

口腔衛生に主眼を置いた口腔ケアは歯科・口腔疾患の予防に始まり, 誤嚥性肺炎の予防, 口から食べること(経口摂取)の維持には欠かせないケアとなります。そのため, ADL 低下が見られる要介護高齢者においては, 必ず提供されるべきケアであるといえましょう。しかし, 口腔ケアは専門的な知識・技術を必要とし, 個々の入所者に対し個別にケア提供を行う必要性があるため, いままで十分な提供が困難なケアの1つでした。そのため口腔ケアに対する介護保険上の評価を望む声は以前より多く聞かれていました。今回の改正で導入された口腔機能維持管理加算はそれらの声に呼応する形での導入であり, この加算を多くの施設で算定することによって, 適切な口腔ケアが普及することは介護保険施設にとって重要なことであると考えます。

3, 本マニュアルの使い方

本マニュアルは, 介護保険制度における口腔機能維持管理加算を算定するために作られたものですが, このマニュアルだけで施設の口腔ケア・マネジメント計画を立案しても算定要件を満たすことはできません。本マニュアルは, 連携を取る歯科医師・歯科衛生士の指導・助言をうけるための基本(たたき台)となる計画を立案するためのものですので, 立案した口腔ケア・マネジメント計画は, 必ず歯科医師もしくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に閲覧してもらい, 指導・助言を受けて完成させてください。

本マニュアルでの口腔ケア・マネジメント計画書は必ず書類作成をお願いします。

本来, 口腔ケアは利用者一人一人に対して個別の口腔ケア計画が策定されており, それに基づき実施されるべきですが, 今回の口腔機能維持管理加算の算定にあたっては, 必ずしも個別口腔ケア計画は必要とされていません。 算定にあたって必要とされているのは, 施設口腔ケア・マネジメント計画であり, この計画の立案に歯科医師もしくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が指導・助言を行うことが必須となります。この点に留意してください。

本マニュアルを使用しての口腔ケア・マネジメント計画の作成手順

- ・ 当施設における口腔ケア推進のための課題欄に, 一般的に考えられる課題の中から施設の状況にあった課題を選択します。
- ・ 目標も, 一般的に考えられる目標の中から, 施設の状況に合わせて選択します。
- ・ 口腔ケアを推進するための具体的方策は, 課題に準じた具体的方策を解説の中から選択します。
- ・ それぞれ選択した内容を計画書に記入し, 施設と連携している歯科医師もしくは歯科衛生士に閲覧してもらい, その内容について指示・指導を得て修正してください。
- ・ 指示・指導に関しては, 月1回以上行われるようにしてください。指示・指導の内容は別紙の「口腔機能維持管理に関わる指導内容」の書類に記載し, 指導した歯科医師もしくは歯科衛生士の署名をもらうようにしましょう。
- ・ 口腔ケア・マネジメント計画は月1回の見直しが必要とされていますが, 歯科医師もしくは歯科衛生士の指導の下, 特に内容の変更が無ければ, 指示・指導内容の書き換えだけで, 計画書全体の書き換えは必要ありません。ただし, 計画の見直しは適宜, 歯科医師もしくは歯科衛生士と相談の上, 行ってください。
- ・ 口腔ケア・マネジメント計画書は, 施設サービス計画書とは別に作成されるもので, 1施設につき1部の計画書が必要になります。

施設口腔ケア・マネジメント計画

策定日平成 _____ 年 ____ 月 ____ 日

作成者 _____

指導 歯科医師・歯科衛生士 _____

<p>当施設における 口腔ケア推進の ための課題</p>		
<p>当施設における 口腔ケアの実施 目標</p>		
<p>口腔ケアを 推進するための 具体的方策</p>		<p>留意事項</p>
<p>歯科医療機関との 連携状況</p>	<p>提携歯科医療機関 _____ 担当者 _____ 緊急連絡先 _____</p>	
<p>指示内容の要点</p>		
<p>その他</p>		

平成 年 月 日

口腔機能維持管理にかかわる助言内容

歯科医師 ・ 歯科衛生士

施設名

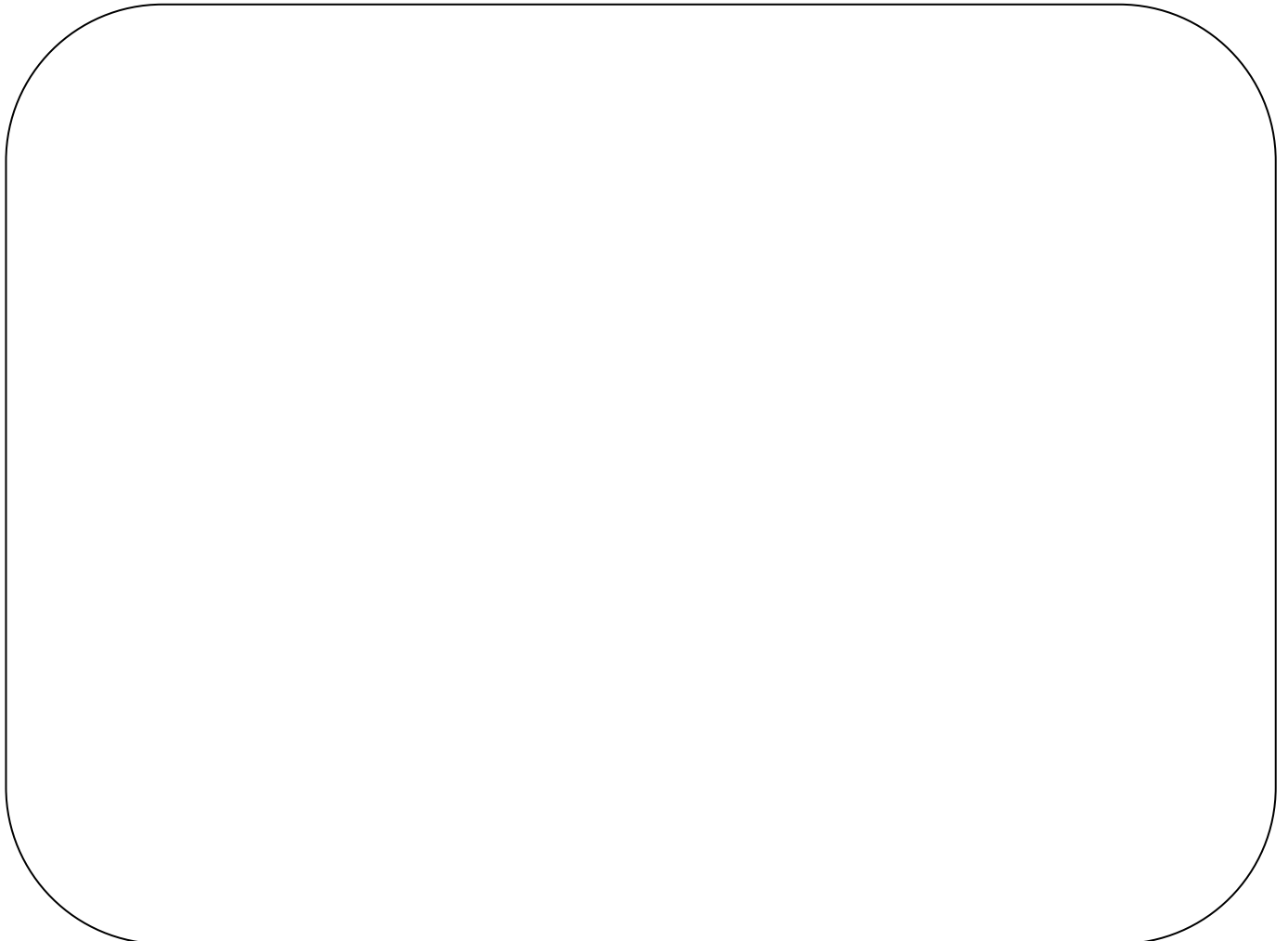
口腔内状態の評価方法

適切な口腔ケアの手技

口腔ケアに必要な物品整備の留意点

口腔ケアに伴うリスク管理

施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項



4, 口腔ケア・マネジメント計画の作成

施設における口腔ケアを推進するための課題

施設における口腔ケアを推進させるための課題とは、いったいどんなことを示せばいいのでしょうか。それを理解するために、1つの質問をしましょう。「あなたの介護保険施設では、口腔ケアをしていますか?」という問いに対して、みなさんの施設ではなんと答えるのでしょうか。殆どの施設で「口腔ケアをしています。」と回答するのではないのでしょうか。しかし、質問を変えて「効果的な口腔ケアができていますか?」という問いになったらどうでしょう。殆どの施設では「自信がありません」という回答になってしまうのではないのでしょうか。

「口腔ケアをしています。」は、すでに殆どの施設で実現していることと思います。今回の口腔機能維持管理加算では、さらに「効果的な口腔ケアができています!」という施設を増やすことに目的をもっています。今、皆さんの施設にて行われている口腔ケアのどこを変えていくことによって十分な口腔ケアが行われるようになるか、そのために変えていく事柄が、口腔ケアを推進するための課題ということになります。

一般的に施設にて口腔ケアを推進するための課題として考えられるものを列挙します。

- 1 入所者の口腔状況・ケアの必要性を評価する
 - ・ 入所者全員の口腔状況の調査・把握
 - ・ 入所者一人ひとりの口腔ケアプラン策定または必要度評価 (段階・分類等)
- 2 口腔ケアを実施する人員の確保
 - ・ 時間帯別担当者の確保等
 - ・ 口腔ケア実施困難な入所者への施行職員の確保
- 3 口腔ケアを行う時間の確保
 - ・ 施設タイムスケジュールへの組み入れ
 - ・ 他のケアとの分離・調整
- 4 口腔ケアを行うための器材・用具整備
 - ・ 口腔ケア用具の十分な確保
 - ・ 口腔ケア用具の正しい使用法の習得
 - ・ 新しい用具の試用や購入の検討
- 5 口腔ケアを実施する上での安全確保
 - ・ 正しい口腔ケア方法・知識の習得
 - ・ 口腔ケア実施時に遭遇する危険の認識
 - ・ 口腔ケア実施時の安全確保法
- 6 施設職員の口腔ケアに対する知識・技術の習得および向上
 - ・ 職員研修会の開催
 - ・ 定期的な勉強会・症例検討会の開催
 - ・ 口腔ケアリーダー職員の創設
- 7 専門的口腔ケアの実施に関する課題
 - ・ 歯科衛生士が行う専門的口腔ケアの実施に必要な配慮

当施設における口腔ケアの実施目標

口腔ケアの実現に向けた目標設定ですから、施設の状況に合わせた目標設定で構いません。大きな目標として「入所者全員に、安全かつ適切な口腔ケアの実施」が上げられますが、その目標達成のために、小目標や短

期目標を設定しても良いと思います。

施設で設定されることの多い主な目標を列挙します。

- 施設入所者全員に対して安全かつ適正な口腔ケアを実施すること
- 口腔ケア実施の効果として、熱発者の減少させること
- 食物の経口摂取維持・一人でも多くの人が経口摂取を続けられるようにする
- 入所者全員に1日3回の口腔ケアを実施する
- 施設における口臭が原因と思われる臭いの根絶をする
- 全員への口腔アセスメントおよび口腔ケアプランを策定し、実施する
- 施設職員が正しい口腔ケアを理解する・定期的な口腔ケア勉強会の開催
- 口腔ケアの器材・器具の十分な整備

口腔ケアを推進するための具体的方策

口腔ケアを推進するための具体的方策は、1の項で上げた施設における口腔ケア実施の課題をどのように解決するかを具体的に取り決めた内容になると思います。例えば、- 1入所者の口腔状況・口腔ケアの必要性を評価するという課題に対しては、「口腔状況をアセスメントツールにて評価し、その評価をもとに歯科医師もしくは歯科衛生士とともに必要な口腔ケア方法を選択する」というような方策が立てられるものと思います。それぞれ具体的な方策にあっては、施設側の設備や事情等、加味する問題が多いので、本マニュアルではあくまでも一般的な方策であると理解してください。算定に必要な具体的な方策を作成するときには、必ず連携する歯科医師・歯科衛生士の指導を受けてください。

各課題における方策の例

- 1入所者の口腔状況・ケアの必要性を評価する
- ・入所者全員の口腔状況の調査・把握

入所者の口腔状況の把握には、定型化されたアセスメント表を用いるのが良いでしょう。歯科医師会、大学等の研究機関より種々のアセスメント表が発表されています。連携歯科医師・歯科衛生士の指導の下、施設にあったアセスメント表を使用しましょう。

- ・入所者一人ひとりの口腔ケアケアプラン策定または必要度評価（段階・分類等）

口腔ケアは施設入所者すべてに必要なケアであります。しかし、一人ひとりに提供される口腔ケアは違いがあり、その必要度を評価して効率的に実施することが、施設入所者全員に適正な口腔ケア実施には欠かせません。この口腔ケア必要度の評価（段階にわける方法・分類等で必要度を分ける方法など）はアセスメントからケアプラン策定方法のように、種々色々な方法が発表されています。効率的な口腔ケアを実施するためには、必要な作業ですし、一度設定してしまえばあまり変化する項目ではないので、実施することを推奨します。

- 2口腔ケアを実施する人員の確保

口腔ケアの実施は、健常人の歯磨きと同様に1日3回食後が理想的であるとされます。施設によっては1日3回食後に全員の口腔ケアを実施することは、困難という施設もあるでしょう。これはあくまでも努力目標であり、1日3回口腔ケアを実施しなくては、加算が算定できないということではありません。1日3回口腔ケアを実施するための人員確保をどうしたら良いのかを考えましょう。

- ・時間帯別担当者の確保等

多くの施設で、口腔ケアを実施する人員の確保が問題であるといえます。これをなるべく実現するために、入所者の口腔状況を把握し、実施する口腔ケアを効率化することは、前項でも述べましたが、やはり実施する人員も確保しなくてはなりません。もちろん、早朝や夜間など口腔ケアを行う時間帯は施設にて違いがあり、その工夫を具体的方策に盛り込むことは必要であると思います。

- ・ 口腔ケア実施困難な入所者への施行職員の確保

入所者の中には、ケアを行うことが理解できず、口腔ケアに対して抵抗を示すこともあります。このような場合、職員が一人で口腔ケアを行うことは難しく、複数の職員による口腔ケアを実施しないと十分な口腔ケアができないこともあります。そのための人員確保も口腔ケア実施への重要な課題です。勤務している人員が最大限になる時間帯に、複数の職員による口腔ケアを施行することができるように、工夫するなどの取り決め・取り組みが必要であると思います。

- 3 口腔ケアを行う時間の確保

- ・ 施設タイムスケジュールへの組み入れ

口腔ケアは食後の 30 分以内に行うことが目標とされています。その時間を確保するためには、施設タイムスケジュールに口腔ケアの時間を組み込むことが必要です。未だ施設のタイムスケジュールに口腔ケアが組み込まれていない施設では、即急に対応しましょう。

- ・ 他のケアとの分離・調整

入浴や洗面など、他のケアと同一の時間に口腔ケア実施を規定している施設もあると思います。口腔ケアも整容というカテゴリーに属しますので、同一にされやすいのですが、口腔は個人による差異が大きく、入浴や洗面のように一定時間でケアを終了させることが難しいといえます。そのため、整容や食事と同一時間内で口腔ケアを行うのではなく、口腔ケアの時間をしっかり確保することが必要であり、他のケアとの調整が必要であるといえます。

- 4 口腔ケアを行うための器材・用具整備

口腔ケアに使用される器材は、一般的に使われる歯ブラシを含めて、個人の状況に合わせて種々様々な口腔ケア用品が選択されます。それらの口腔ケア用品について以下の項目に関する検討が必要です。

- ・ 口腔ケア用具の十分な確保
- ・ 口腔ケア用具の正しい使用法の習得
- ・ 口腔ケアに用いられる含嗽薬・口腔保湿剤の正しい使用法
- ・ 新しい用具の試用や購入の検討

歯を綺麗にする道具だけでも、歯ブラシ以外に歯間ブラシ、デンタルフロス、ワンタフトブラシ、電動歯ブラシ、水流式洗浄機（ウォーターピック）、ラバーチップなど色々な種類があります。口腔ケアでは、歯だけでなく舌や口腔粘膜、義歯の清掃なども行わなくてはなりません。その正しい選択方法や使用法を歯科医師や歯科衛生士から充分指導を受けてください。また、この分野の製品は、活発に新しい製品が発売される傾向にあります。各個人の利用状況にあう口腔ケア用品の積極的な使用は推奨されることと考えます。

- 5 口腔ケアを実施する上での安全確保

- ・ 正しい口腔ケア方法の習得

口腔ケアは、粘膜や歯という非常にデリケートな部分に触れるケアです。そのため、正しい知識をもって行わないと歯や粘膜に傷をつけるなどの事故に繋がる事もあります。正しい口腔ケアの方法を身に付けるには歯科医師や歯科衛生士を講師にした実技指導研修を受講するのが良いでしょう。提携先歯科医療機関と相談して、定期的な開催を目指しましょう。

- ・ 口腔ケア実施時に遭遇する危険の認識
- ・ 口腔ケア実施時の安全確保法

口腔ケアを行う時に遭遇する危険には、歯や粘膜を傷つけることのほかに、口腔ケアにて排出される汚物を誤嚥下してしまうことによる肺炎を起こす危険性や、口腔ケアに使用したガーゼや綿花を喉に詰まらせてしまう危険もあります。過去には看護師が行った口腔ケアにて、ガーゼが残されたことによる窒息死にて裁判が起こされた事例もありました。どんなケアを行う時にも必要ですが、口腔ケアに関しても他のケアと同様に安全

におこなうことは重要なことですから、連携している歯科医師や歯科衛生士とよく相談をして、安全確保の方法を学び、その方法を具体的な方策として取り組んでください。

- 6 施設職員の口腔ケアに対する知識・技術の習得および向上
- ・ 職員研修会の開催・定期的な勉強会・症例検討会の開催

口腔ケア施行時の危険回避のためだけでなく、口腔ケアのスキルアップのために定期的な勉強会や研修会、症例検討会の開催は重要なことです。おおむね1～3ヶ月に1回は口腔ケアに関する勉強会が開催できると良いでしょう。

- ・ 口腔ケアリーダー職員の創設

口腔ケアを円滑に進めるために、口腔ケアの担当リーダーを決める方法もあります。リーダーは誰よりも口腔ケアの知識を持ち、外部研修にも積極的に参加し、施設内での口腔ケアに関することを一手に引き受ける存在です。入所者の多い施設や病院のように病棟が別れているところでは、複数のリーダーを任命してもいいと思います。口腔ケアリーダーは連携歯科医師・歯科衛生士と密接に連絡を取り、勉強会・研修会の設定や用意も行います。そのほか、口腔ケア用品の選定・管理なども口腔ケアリーダーの仕事です。口腔ケアリーダーを創設した場合には、口腔ケア・マネジメント計画に記載します。

- 7 専門的口腔ケアの実施に関する課題

- ・ 歯科衛生士が行う専門的口腔ケアの実施に必要な配慮

施設職員だけでは、困難な口腔ケアを実施する必要がある入所者もいることと思います。そのような入所者に対する口腔ケアは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔ケアを施行するようになると思います。実際にどのような専門的口腔ケアを施行するかは、個々の入所者への口腔ケアプランとして策定することになりますので、ここでは、専門的口腔ケアを実施するにあたって、施設側で配慮する問題を課題として検討します。歯科衛生士は外部の医療機関より派遣される形で施設に赴き、入所者の専門的口腔ケアを実施するケースが大半であると思われるので、外部歯科衛生士が活動しやすいような配慮や支援を考え、その具体的方法を記載してください。

歯科医師および歯科衛生士との連携

歯科医師および歯科医師の指示を受けた歯科衛生士との連携は、基本的には歯科医療機関との連携になります。施設に勤務している歯科衛生士がいる場合（常勤・非常勤を問わず）でも、必ず歯科医師の指示を得るようにしましょう。その指示とは、診療行為ではありませんので、「施設に合った口腔ケア・マネジメントを行うように」という簡単な指示で構わないと思います。施設に勤務する歯科衛生士は、指示をもらった歯科医師と定期的に連絡・相談してその施設の口腔ケア・マネジメントを円滑に進めるように努力してください。

歯科医療機関と連携を行う場合には、ある程度の取り決めをして置いた方が円滑に進められることと思います。この取り決めを指導実施規定としてもいいと思いますし、単なる取り決めとするだけでもいいのですが、どちらにしても、文章化し、相互の確認を行ってください。そして、その取り決めがあることを口腔ケア・マネジメント計画に記載しておきましょう。歯科医療機関との取り決めは以下の項目が必要であると考えられます。

- ・ 定期的な口腔診査の実施

歯科医師も歯科衛生士も、施設入所者の口腔状況を把握せずに、その施設の口腔ケア・マネジメント計画に参画することは出来ません。だからといって全員の口腔診査を毎月行うことも現実的ではないでしょう。ですから3～6ヶ月間に1回程度の間隔で、入所者の口腔診査を歯科医療関係者が行うべきであると考えます。この口腔診査を実施する方法は、各施設と協力歯科医療機関（歯科医師もしくは歯科衛生士）が協議し、実現可能な方法を取り決めておくことが必要です。診査結果はどのように記録し、入所者・家族にどのように知らせ

るようになるか、その結果をどのように利用するかなど、打ち合わせを行い事前に決め、その内容を口腔ケア・マネジメント計画に記載しましょう。

・歯科医師・歯科衛生士による口腔ケア指導書の作成

口腔ケア・ケアマネジメントにおける歯科医師もしくは歯科衛生士にしてもらった指導・助言内容は必ず記録し、口腔ケアに関わる職員全員で閲覧するようにし、口腔ケア・アセスメント計画には、その要点を記載します。本マニュアルでは、歯科医師・歯科衛生士の指導・助言を職員が閲覧しやすいように、歯科医師・歯科衛生士に記入してもらった書類は、口腔ケア・マネジメント計画書とは別の用紙としました。

・歯科医療機関との連携窓口（施設側担当者）の設置・緊急時の対応についての取り決め

すでに連携医療機関が施設へ往診しているケースや、病院など歯科が併設した医療機関では、その時に決めた担当者や緊急連絡の取り決めで良いと思います。まだ決めてない施設では、連携歯科医療機関の担当者や連絡方法を決めておきましょう。

日本慢性期医療協会版 口腔機能維持管理マニュアル 平成 21 年 4 月 作成

マニュアル作成 大生病院 歯科口腔外科科長

阪口英夫（慢性期リハ委員会委員）

わかくさ竜間リハビリテーション病院 診療部長

糸田昌隆（慢性期医療認定講座講師）

マニュアル監修 日本歯科大学 准教授

菊谷 武